

## 野田市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 野田市農業委員会会長遠藤一彦は令和2年1月9日午後1時30分、野田市農業委員会を野田市役所2階中会議室1に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 藤井愛子	2番 古谷文夫
3番 川辺茂	4番 小林利夫
5番 野口寛	6番 石山幹雄
7番 瀬能良一	8番 筑井正
9番 宇佐見稔久	10番 望月秀嗣
11番 上原廣	12番 青木進
13番 遠藤一彦	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書の提出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第7号 農地の現況に関する照会について

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 染谷 隆徳

事務局長補佐 大塚 和彦

農地農政係長 間中 浩司

**議長** ただいまから令和2年第1回野田市農業委員会を開会します。

本日、9番、宇佐見稔久委員、遅参です。

野田市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第 1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

一 異議なしの声多数 一

異議なしと認めます。

1 番 藤井 愛子 委員

12 番 青木 進 委員を指名します。

議事に入る前に意向調査等により個人情報を取り扱うことが多くなりますので、秘密保持義務について、改めまして、皆さんと確認いたします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員には、近年、個人情報保護の必要性が高まっていることや、農地現況調査、意向調査等による農地台帳の多量の個人情報を扱うこととなることを踏まえ農業委員会等に関する法律第 14 条及び 24 条に「秘密保持義務を課する」規程がされております。

保持すべき秘密の対象としては、農地台帳の農地所有者及び賃借人等の住所、賃借等の額その他職務上知り得た秘密が該当すると解されています。

その他職務上知り得た秘密とは、例えば議案資料や現場活動等を通じて知り得た、当該農業者の家族構成、経営実態、資産状況等です。

農業委員及び推進委員は、その職にいる間はもちろん、その職を退いた後も、秘密保持義務を負います。

これらに違反した場合には、違反者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられます。

同法第 57 条。

以上でございます。

私も含めましてくれぐれも法令遵守しなければいけないと考えていますので、よろしく申し上げます。

ただいまから議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号 1 番から 6 番、9 番から 14 番について先議します。

申請番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 3006 平方メートル、畑 2 筆で 2128 平方メートル、合計 3 筆で 5134 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営縮小のため、譲受人は、農業経営拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。  
令和元年12月23日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

**上原委員** 1月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から11番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番、2番については小林委員、議案第1号申請番号12番から14番、議案第3号申請番号3番から17番については筑井委員から、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について小林委員から報告をお願いします。

**小林委員** 議案第1号申請番号1番について、報告します。

申請地は、目吹字目吹新田の田1筆で肥培管理された農地、目吹字南下夕村の畑1筆、目吹字下夕村の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で2877平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営を廃業するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和元年12月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**小林委員** 議案第1号申請番号2番について、報告します。

申請地は、今上字三尺道下の田1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と

判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番から6番、9番、10番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号3番から6番、9番、10番についてご説明いたします。

1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、畑18筆で11743.71平方メートルとなっております。

権利の内容は、賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、前契約者より農地を返却されたが、ブルーベリー園の営農の実績がなく継続が困難なため、譲受人は、会社が圃場に近く、農作業に都合が良いので、営農を図りたいためとなっております。

農地法第3条第2項に規定する許可基準の第1号から第7号の不許可の項目については、第5号の下限面積要件である50aは満たしています。

第1号の全部効率利用要件については、機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、販売先はどうなっているかなど、新規就農者の申請人にお越しいただいているので、この後、説明をしていただきます。

また、譲受人は農地所有適格法人ではないため、第2号の農地所有適格法人要件、第4号の農作業従事要件は満たしていませんが、法第3条第3項の第1号から第3号に規定するすべての要件を満たすときは許可することができると規定されています。

第1号は貸借契約書に解除条件が付されているので、農地賃貸借契約書で確認しております。

第2号は地域の他の農業者と適切に役割分担し、継続的・安定的に農業経営が行われることで、集落活動参加確約書で確認しております。

第3号は業務を執行する役員等の1人以上が、法人が行う耕作の事業に常時従事することで、農業経営実施計画書で確認しており、すべての要件を満たしていると考えます。

令和元年12月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**小林委員** 議案第1号申請番号3番から6番、9番、10番について、報告します。

申請地は、中里字上新田の畑2筆、東金野井字宮内打の畑12筆、東金野井字天神の畑1筆、東金野井字加藤の畑2筆、東金野井字白旗の畑1筆で耕作中の農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、新規就農者から営農計画等についての説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

**議長** 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

**議長** 申請人に、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

**申請人** ○○と申します。

新規参入ということで、何点かご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の土地の選定の理由でございますが、私どもの会社が春日部市西金野井に所在しておりまして、ブルーベリー園の大半が東金野井に今ございますので、ある方から、ブルーベリー園を閉鎖するということでお話がありまして、我々も以前から、ブルーベリーを耕作していきたいという希望がありましたので、この1年、その方々と話しをしながら、場所の確認など圃場の状況等々調査し、ワンシーズン収穫ができたことから、ここに営農という形で、申請をさせていただきました。

営農計画の方でございますが、ブルーベリーの収穫時期は早く夏の4ヶ月程度ありますが、作業としては、4月から10月までです。

これは圃場の整備ということで、草刈であるとか、主だったものは剪定ですが果実の結実を促すための剪定をこの時期行っています。

実際に春日部から圃場まで行く距離でございますが3キロメートルから5キロメートルで、10分位で、圃場の方に行くことが出来ます。

それと、生産物の処理方法でございますが、まず、東金野井の圃場に小屋がございまして、そこで直売という方法が一つとあとは委託販売ということで、春日部のイオンモール、あと庄和の道の駅ですねそれとあと一般店舗さんの方にも委託販売ということで置かしていただくということで、昨シーズン試しにやっております、販売ルートとしては、初期の方は構築できたかなというふうに思います。

またケーキ屋さんとかパン屋さんとかニーズとして、既存からあったもので、そちらにも納品するという事も考えています。

農業機器の所有状況についてですが、現在所有している農機具はトラクター、乗用の草刈り機、パワーショベル、トラックです。

やはり仕事の大半が草刈りになりますので、幹の根元まで刈れる乗用草刈り機もあればというふうに思っておりますので、これを導入しております。

パワーショベルについては、ミニショベルですが幹の伐根に使っております。

トラクターは、撒肥した後の場所によるんですけども、浅く耕運するときに使うという予定でございます。

トラックは、軽トラックと3トンのダンプを今所有しておりまして、すべて社所有で購入済のものでございます。

機材に関しましては、一部小さいものは圃場に置いて活動時使いますが、それ以外は、本社の方で、保管するという形をとっております。

この作業に従事するもの的人数という形でございますが、まず社員1名専任で常駐いただきまして、1年を通して、修理管理を行いそれに付随して私の方も協力します。

収穫時期になるとどうしても手が足りなくなりますので、収穫時期の作業等を考えております。

収穫時期に関しましては、去年も行いましたが、バイト若しくはパートを募集しまして、約2ヶ月位の間ですが、収穫のお手伝いをしてもらいます。

剪定に関しましては、今、剪定の最中でございますが、3月位まで、大きい木の方の選定を、これから入ってきますので、そちらについて2名ほどアルバイトで選定のお手伝いをしてもらい、全体の圃場的には、一町半位で、本数的には2000本位、大小2000本位の木が植わっておりまして、ただここ数年ですね、手入れがなかなかできなかったということと、もう一つ植樹をして15年ほど経ちますので、木が老朽化して、昨年、実際に収穫したのがですね1トンちょっと位と数字的にはですね、本来であれば、その10倍ぐらい採れてもおかしくないんです。

今、植樹されている木自体もハイブッシュと言われる早生の木が多くて、それはちょっと収量が少なく、今後の木の切り返しをしていって、収量を上げていくというのが必要なというふうに、考えております。

技術ですが我々初めてここ1年取り組んでるわけでございますけれども、まず日本ブルーベリー協会の〇〇さんに圃場に一度お願いして、来ていただいて1日、保存状態、それと圃場を復旧するための施策というのをご教授いただきました。

私ども2回ほど、〇〇の〇〇ブルーベリー園に行き剪定の技術であるとか、苗の育成の技術を学んでおります。

ブルーベリー協会では、定期的に講習会をやっております、この近辺だと、ちょっと遠くなりますが、八王子市の方で去年、剪定講習会ということで参加をさせていただいております。

木自体は、そんな難しいものではないということで、剪定をして、製品についても、いろいろものを混ぜて工夫するということではなくて、我々の場合、基本的に薬は使っておりません。

以前の園主の方も、無農薬でやりたいということで、除草とかそういった部分では、近隣の農家さんに迷惑がかからないように、除草剤等使いますがブルーベリーに関する農薬というのはあまり多くないですから、今のところ農薬は使わずに成長できます。

やはり必要なのが、根元を乾燥させないという技術、マルチということですね木の葉っぱであるとか、チップであるとか、そういったものをまめに入れて、乾燥させずに、なおかつ、土のpHを上げないように、なるべく酸性に押されるという心がけでいけば、普通はそんなに急に枯れたりということは無い植物で、ただ、3年程、手が入っていないので、その辺のところはかなり弱くなっていますので、時間をかけてやっていきたいというふうには思っております。

以上でございますけれども、ブルーベリーに関するご説明になります。

**議長** 委員の皆さんの中で質問がありましたらお受けしたいと思います。

**瀬能** 賃借期間を教えてください。

**申請人** 今回、5年間で自動延長です。

**上原委員** 現地調査をさせていただきましたが、現在、剪定を行っている状況でしたが、家庭菜園なんかでも、この辺でブルーベリーを作ってる人もいますが、鳥の被害があって、ネットを張るといふようなところもありますが、その辺はどうでしょうか。

**申請人** 実際にはですねネットを張ったほうが収量が間違いなく増えるんですね、鳥害によるロスっていうのは、かなり多いと思います。

ただ、ブルーベリーの木自体を、鳥につつかれるものっていうのは早生の木ですからこの品種がさほど玉数が少ないので、ネットを張ってコストをかけるほどではないっていうふうには思います。

以前はやっていたようなんですが、ただ、土地の形的にも、ご覧いただいたよう通り結構でこぼこしていて、ネットを張ると非常に作業性も悪くなってしまいますので、今のところは考えておりません。

**青木委員** 春日部の方に会社があるということですが、元々ブルーベリーだけの会社ですか。

**申請人** 本業は、野田に2ヶ所と春日部に1ヶ所、障害児の児童福祉施設を10年やっております、関宿台町の方には、施設と畑を併設した事業をしています。

お子さん方に就農の技術とか、そういう活動を行っております。

基本、今回のブルーベリーも、そういう意味ではなかなか畑の作業で就農して、利益を得ていくということは難しいことだと思います。

新規でブルーベリーであれば、まだそれほどこの地域でも、作られていないということと、作業的にも子供たちが泥まみれになったり、刃物を使ったりっていう必要がないものなので就農訓練にはちょうどいいかなということで、ブルーベリーをやるということを考えてんですね、その折にちょうど、東金野井の畑がちょっとできなくなるっていう話が参りまして我々ができるのであればというのも一つありました。

**青木委員** 今、言われたように、ブルーベリーだけでやっていくと大変だと思いますが、本当にしっかり、地域のために、やっていただければありがたいと思います

**議長** 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—質疑なしの声あり—

**議長** お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

**議長** 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、畑 4 筆で 907.91 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、市外に居住し、会社員として勤務しているため、所有地での営農の可能性が極めて低いため、譲受人は営農面積の拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号が定める不許可の基準には該当していません。

令和元年 12 月 25 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**小林委員** 議案第 1 号申請番号 11 番について、報告します。

申請地は、東金野井字鳥の畑 4 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 12 番から 14 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 12 番から 14 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、畑 3 筆で 1308 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営規模を縮小するため、譲受人は、農業経営規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号が定める不許可の基準には該当していません。

令和元年 12 月 23 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 議案第 1 号申請番号 12 番から 14 番について、報告します。

申請地は、古布内字坊地の畑 3 筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。



以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号1番から6番、9番から14番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長交代になります。

古谷会長職務代理者よろしくお願ひいたします。

—古谷会長職務代理者、議長席に着席 遠藤会長は自席へ—

**議長代理** 野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

**議長代理** 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の申請番号7番、8番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号7番、8番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で3275平方メートルとなっております。

権利の内容は、賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、前契約者より農地を返却されたが、ブルーベリー園の営農の実績がなく継続が困難なため、譲受人は、会社が圃場に近く、農作業に都合が良いので、営農を図りたいためとなっております。

農地法第3条第2項に規定する許可基準の第1号から第7号の不許可の項目については、第5号の下限面積要件である50aは満たしています。

第1号の全部効率利用要件については、機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、販売先はどうなっているかなどは、先議されたとおりです。

また、譲受人は農地所有適格法人ではないため、第2号の農地所有適格法人要件、第4号の農作業従事要件は満たしていませんが、法第3条第3項の第1号から第3号に規定するすべての要件

を満たすときは許可することができる」と規定されています。

第1号は貸借契約書に解除条件が付されているので、農地賃貸借契約書で確認しております。

第2号は地域の他の農業者と適切に役割分担し、継続的・安定的に農業経営が行われることで、集落活動参加確約書で確認しております。

第3号は業務を執行する役員等の1人以上が、法人が行う耕作の事業に常時従事することで、農業経営実施計画書で確認しており、すべての要件を満たしていると考えます。

令和元年12月23日に受付をしております。

以上です。

**議長代理** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**小林委員** 議案第1号申請番号7番、8番について、報告します。

申請地は、東金野井字天神の畑3筆、東金野井字加藤の畑1筆で、耕作中の農地でした。

以上です。

**議長代理** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号7番、8番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

**議長代理** 議長を交代します。

—遠藤会長は議長席へ、古谷職務代理者は自席へ着席—

**議長** 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1588平方メートルとなっております。

転用の目的は、太陽光発電施設用地です。

令和元年12月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**小林委員** 議案第2号申請番号1番について、報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地のみで太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、メッシュフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

—宇佐見委員着席—

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。  
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1457平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和元年12月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**小林委員** 議案第3号申請番号1番について、報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、造成、整地は行わず、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から10ページの申請番号17番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用についてですが、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力についてですが、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1099平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和元年12月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**小林委員** 議案第3号申請番号2番について、報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、軽く転圧をかけるのみで、太陽パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、金網フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力についてですが、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で872平方メートルとなっております。  
転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。  
令和元年12月24日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 議案第3号申請番号3番について、報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。  
申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。  
当該地の現況は、肥培管理された農地でした。  
計画内容は、埋め立ては行わず、全面に碎石を敷き、その上に防草シートを敷き、太陽パネルを設置する計画となっております。  
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。  
周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲む計画となっております。  
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。  
以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力についてですが、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。  
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。  
以上です。

**議長** 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で301.97平方メートルとなっております。  
転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅及び公衆用道路用地です。  
令和元年12月23日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 議案第3号申請番号4番について、報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、現況地盤高に合わせて専用住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は既設水道管より引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、側溝に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、敷地周囲に土築堤を設け、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力についてですが、金融機関発行の住宅ローンの正式申込のご案内及び念書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番から9番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号5番から9番についてご説明いたします。

7ページ、8ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で2936平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和元年12月25日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 議案第3号申請番号5番から9番について、報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、防草シート、碎石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け土砂流出防止に努め、周囲にメッシュフェンス設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

#### **農地農政係長**

まず、資力についてですが、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号10番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で495平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

令和元年12月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。



**筑井委員** 議案第3号申請番号10番について、報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、市道より30センチメートル程度盛土し、専用住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は市営上水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、側溝に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、敷地境界に沿ってブロック積みネットフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力についてですが、金融機関発行の住宅ローンのご連絡及び承諾書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号11番から16番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号11番から16番についてご説明いたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

申請地は、畑6筆で3345平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和元年12月25日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 議案第3号申請番号11番から16番について、報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に砕石敷きにて整地し、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプ柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力についてですが、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号17番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号17番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で770平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和元年12月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 議案第3号申請番号17番について、報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土等は行わず、現況高で整地をして、太陽光パネルを設置する計画とな

っております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力についてですが、預金残高証明書及び領収書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**瀬能委員** 申請番号 10 番、盛土するということでご報告がありましたが、この盛土がどこの土を使うのか、残土を使うとかわかりますか。

**事務局** 市の埋立ての条例の中で、許可の適用除外の中に施行規則の第 6 条第 1 項に「宅地内の雨水を排除するため、現に自ら居住の用に供している土地に土砂等を盛土する事業」の適用除外に当たるので、特に埋立ての条例には抵触していません。

**瀬能委員** 一般的に駐車場だとかは、土を分析したり、いろいろな条件が必要だっというふうに認識していますが、この住宅についてはそれが違うという理解でよろしいですか。

**事務局** 駐車場等で申請の場合は、埋立条例と同時申請・許可であるため、どういう土で埋めるか書類があるためわかりますが、今回の申請については、埋立条例の許可不要なため、農地法の申請に埋め立てに関する書類が不要のため、どういう土で盛土するかはわかりません。

**瀬能委員** わかりました。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和49年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成7年5月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和元年12月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和42年1月14日から宅地として利用し、現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和元年12月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和52年6月12日から宅地として利用し、現在に至っております。

昭和54年10月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の

規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和元年 12 月 23 日に受付をしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 5 号申請番号 1 番から 8 番についてご説明いたします。

12 ページ、13 ページをご覧ください。

野田市長より令和元年 12 月 20 日付けで、令和元年度第 8 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、9 年の賃借権設定が田 3 筆で 5625 平方メートル、4 年 11 ヶ月の賃借権設定が畑 5 筆で 4818 平方メートルとなっております。

14 ページから 20 ページをご覧ください。

次に農用地利用集積計画の農地中間管理権の取得でございますが、10 年の賃借権設定が田 99 筆で 130445 平方メートル、5 年の賃借権設定が田 5 筆で 5019 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。  
次に移ります。

議案第 6 号「農用地利用配分計画について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 6 号申請番号 1 番から 104 番についてご説明いたします。

21 ページから 28 ページをご覧ください。

野田市長より令和元年 12 月 12 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が農地中間管理権を有する農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

10 年の賃借権設定が田 99 筆で 130445 平方メートル、5 年の賃借権設定が田 5 筆で 5019 平方メートルとなっております。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 8 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告事項の 1 ページ、2 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、2 件受理しております。  
次に 3 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4 件受理しております。

なお、報告第 1 号、第 2 号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に 4 ページから 6 ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、1件報告がありました。

次に7ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、2件提出がありました

次に8ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に9ページから13ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約は、66件提出がありました。

次に14ページ、15ページをご覧ください。

報告第7号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が7件ありました。

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、2件証明しております。

以上です。

**議長** 報告第7号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番、3番、4番、6番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。番号2番、5番、7番は委員が現地調査を行っております。

番号2番について、調査にあたった上原委員より報告をお願いします。

**上原委員** 番号2番について、報告します。

照会地は、砂利敷きの駐車場になっていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

**議長** 番号5番について、調査にあたった岡田委員より報告をお願いします。

**岡田委員** 番号5番について、報告します。

去る11月26日に私と遠藤会長、内田推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、車両置場及びアスファルト舗装の駐車場になっていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

**議長** 番号7番について、調査にあたった古谷委員より報告をお願いします。

**古谷委員** 番号7番について、報告します。

去る 11 月 5 日に私と筑井農業委員、小林農業委員、事務局職員 1 名と現地調査を行いました。照会地は、住宅敷地になっていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

**議長** 次に報告第 8 号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和 60 年 10 月 17 日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。番号 1 番、2 番について、調査にあたった藤井委員より報告をお願いします。

**藤井委員** 番号 1 番について、報告します。

去る 11 月 25 日に私と事務局職員 1 名で現地調査を行いました。

照会地は、肥培管理され、農地として使用されていまして、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

次に番号 2 番について、報告します。

去る 11 月 15 日に私と事務局職員 2 名で現地調査を行いました。

照会地は、農地として使用されていまして、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**瀬能委員** 5 ページに 3 年間の実績数字が記載されていますが、経営面積も野菜の種目も、人数もみんな同じですけど売上が増となっていますが、売上増の要因についてわかりますか。

これ以上の詳細についての資料が提出されていますか。

**事務局** 報告書には、従事日数、人数、経営面積等が記載されています。

その他に添付書類として、決算書が添付されています。

農業委員会の審査は、農業の売り上げが農地所有適格法人の要件に合致しているかを確認しています。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして、運営委員会の報告を古谷議長にお願いします。

**古谷議長**



それでは、本日、総会前に開催しました運営委員会において協議・決定した事項について、ご報告いたします。

協議事項1番、「農業委員会だより（第32号）について』ですが、内容につきましては、「農業委員、農地利用最適化推進委員の募集がメインとなります。

後は、1月28日に開催されます「農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会」のレポートを渡野邊委員が書きます。

「令和元年農地の賃借料情報」、「令和2年度野田市農業委員会総会開催予定日」、「農業者年金加入PR、全国農業新聞PR」などに関する記事を掲載し、2月下旬に発行することになりました。

表紙について、木間ヶ瀬地域の〇〇さん取材する予定です。

続きまして、協議事項2番「4Hクラブ等との意見交換会」についてでございますが、タイトルを「若手農業者と農業委員会の意見交換会」としました。

開催日時は、2月25日（火）または、27日（木）

午後6時30分より市役所8階大会議室で開催予定です。

4Hクラブのメンバーとここ数年で新規就農した若手農業者を対象としました。

内容については、第1部として講演会、千葉県農業会議 越川 副主幹にご講演をいただき、タイトルについては、次の運営委員会までに決めます。

第2部として、「若手農業者と農業委員会の意見交換会」を行いたいと思います。

進行については、次の運営委員会までに決めます。

最後に令和2年度の野田市農業委員会行事予定について協議をしまして、お手元に配付した予定表通り決定しました。

以上です。

**議長** 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。（午2時58分）